

第 4 章 震災応急対策計画

第 1 節 組織計画

組織計画については、「第 3 章 第 1 節 組織計画」（P87）に準じて行うほか、次により行うものとする。

1. 災害対策本部の設置

（1）災害対策本部の設置

市長は、次の場合直ちに、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

○市域に震度5強以上の地震が発生したとき。

○相当規模の災害の発生が認められるとき。

○その他市長が必要と判断したとき。

（2）災害対策本部の設置場所

「第3章 第1節 3.（2）災害対策本部の設置場所」（P95）参照。

（3）現地災害対策本部

「第3章 第1節 3.（3）現地災害対策本部」（P95）参照。

（4）災害対策本部の廃止

「第3章 第1節 3.（4）災害対策本部の廃止」（P95）参照。

（5）設置及び廃止の連絡

「第3章 第1節 3.（5）設置及び廃止の連絡」（P96）参照。

2. 災害警戒本部の設置

（1）災害警戒本部の設置

経営政策部長は、次の場合直ちに、災害警戒本部を設置し、必要な職員を配備する。

①市域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。

②比較的軽微な規模の災害又は局地的な災害が発生したとき。

③その他、福岡市等近隣での大規模な地震が発生し、経営政策部長が必要と判断したとき。

（2）指揮の権限

「第3章 第1節 4.（2）指揮の権限」（P96）参照。

（3）活動内容

災害警戒本部の主な仕事は、次のとおりとする。

①地震情報等の収集・伝達

②市域の被害情報の収集

③県及び関係機関への被害状況の伝達

④住民への気象情報等の伝達

（4）災害警戒本部の廃止等

「第3章 第1節 4.（4）災害警戒本部の廃止等」（P96）参照。

（5）設置及び廃止の連絡

「第3章 第1節 4.（5）設置及び廃止の連絡」（P96）参照。

3. 市の災害時の配備体制

（1）配備の規模・基準

市は、被害防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準による配備体制を整えるものとする。

配備体制の区分	配 備 規 模 の 区 分	配備の基準
第1配備 (準備体制)	市内に震度4の地震が発生した場合の配備体制	市に警戒本部を設置する場合
第2配備 (警戒体制)	市内に震度5弱の地震が発生した場合の配備体制	
第3配備 (救助体制)	市内に震度5強の地震が発生した場合の配備体制	市に災害対策本部を設置する場合
第4配備 (非常体制)	市内に震度6弱以上の地震が発生した場合の配備体制	

（2）緊急初動体制

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したときは、職員自身の被災等による応急対策活動における職員数の不足等を考慮して、災害対策本部が設置されるまでの間、前項の配備体制に拘わらず全職員の自主参集により、参集した職員を逐次に組織化しつつ、初期の応急対策活動を補完し、災害対策本部としての迅速な機能の確立を図る。

緊急初動体制による業務の進捗及び職員の参集状況、又は被害の状況に応じ、市長の判断により災害対策本部体制による活動に順次移行する。

緊急初動体制は、原則として24時間後には災害対策本部に移行するものとする。

（3）意思決定者代理順位

「第3章 第1節 2.（2）意思決定者代理順位」（P88）参照。

4. 自主参集

地震発生時には、特に発災直後において関係機関が緊密な連絡のもと、的確な初動対応を行う必要がある。また、通信の途絶等により配備体制や参集の情報が各職員に届かない場合がある。そのため、勤務時間外及び休日等において地震が発生したときは、上記基準に基づき、各職員は個々にテレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、自主的に登庁するものとする。

ただし、交通の途絶等で登庁が困難な場合は、可能な限り各所属長に連絡をとり、その旨を報告する。

第2節 動員計画

「第3章 第2節 動員計画」(P98) 参照。

第3節 地震関連情報伝達計画

1. 地震関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される地震関連情報の種類・内容は、次のとおりである。

種 類	内 容
震 度 速 報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の発生時刻を速報する。
地 震 情 報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する 情 報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

2. 気象警報等の伝達方法

「第3章 第3節 2. 気象警報等の伝達方法」(P103) 参照。

3. 一般気象警報等の伝達方法

「第3章 第3節 3. 一般気象警報等の伝達方法」(P103) 参照。

4. 異常現象発見時における措置

「第3章 第3節 4. 異常現象発見時における措置」(P103) 参照とするが、地震に関する異常現象の種類は、次にあげるものとする。

(1) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

①地震に関する事項

群発地震…数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

②その他に関する事項

通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

5. 気象警報等の受領伝達担当者

「第3章 第3節 5. 気象警報等の受領伝達担当者」(P105) 参照。

第4節 災害通信計画

「第3章 第4節 災害通信計画」(P106) 参照。

第5節 災害情報等の収集計画

1. 調査実施者

「第3章 第5節 1. 調査実施者」(P108) 参照。

2. 被害状況等調査分担

「第3章 第5節 2. 被害状況等調査分担」(P108) 参照。

3. 災害情報連絡第一報の報告及び報告責任者

「第3章 第5節 3. 災害情報連絡第一報の報告及び報告責任者」(P109) 参照。

4. 災害情報及び被害状況

(1) 災害情報

①連絡担当課及び担当者

区 分	課 名	担 当 者	備 考
正	防災安全課課	防災安全課長	
副	〃	防災係長	

②連絡先

区 分	連 絡 先	防災行政無線・電話番号
福岡県災害対策本部が設置されているとき	防災危機管理局 (災害対策本部)	78-700-7500～7504
〃 が未設置のとき	防災危機管理局	78-700-7021～7025
県災害対策地方本部が設置されているとき	朝倉農林事務所	78-816-701・0946-22-2730
〃 が未設置のとき	〃	〃

③連絡事項

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時・場所又は地域
- ウ. 被害の状況
- エ. とられている対策
- オ. 今後の見込及び必要とする救助の種類

④市は、災害情報の収集に当たっては、所管の警察署及び消防署と密接に連絡する。

- ⑤被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。
- ⑥災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- ⑦全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2) 被害の報告

市は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

①報告担当課及び担当員

区 分	課 名	担 当 者	備 考
正	防災安全課	防災安全課長	
副	〃	防災係長	

②報告先

ア. 県の報告先

区 分	連 絡 先	防災行政無線・電話番号
福岡県災害対策本部が設置されているとき	防災危機管理局 (災害対策本部)	78-700-7500～7504
〃 が未設置のとき	防災危機管理局	78-700-7021～7025
県災害対策地方本部が設置されているとき	朝倉農林事務所	78-816-701・0946-22-2730
〃 が未設置のとき	〃	〃

イ. 震度 5 強以上の地震

この場合、覚知後 30 分以内で可能な限り早く概括的な被害情報を収集し、火災・災害等即報要領に基づき、分かる範囲で上記県の報告先に加え、国に報告する。

国の機関	連 絡 先	電話番号
消 防 庁	応急対策室	03-5253-7527
	宿 直 室	03-5253-7777

③報告の種類及び報告の要領

「第 3 章 第 5 節 4. (2) ③報告の種類及び報告の要領」(P 110) 参照。

第6節 災害広報計画

「第3章 第6節 災害広報計画」（P112）に準じて行うが、震災時には、次の広報内容にも留意して行うものとする。

なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

内 容
・避難の指示 ・地震情報 ・被害の状況 ・電話の自粛 ・住民のとるべき措置 ・自主防災活動の要請 ・避難勧告・指示等に関する事 ・災害時における住民の心がまえ ・自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事 ・安否情報に関する事 ・避難所の設置に関する事 ・応急仮設住宅の供与に関する事 ・炊き出しその他による食品の供与に関する事 ・飲料水の供給に関する事 ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事 ・その他

第7節 応急措置等の計画

「第3章 第7節 応急措置等の計画」（P113）参照。

第8節 災害救助法の適用計画

「第3章 第8節 災害救助法の適用計画」（P115）参照。

第9節 応援要請計画

「第3章 第9節 応援要請計画」（P117）参照。

第10節 避難計画

「第3章 第10節 避難計画」(P125)に準じて行うが、震災時の避難情報等の基準は、次のとおりとする。

1. 避難情報等の基準

次の基準に従い実施する。

警戒レベル4 避難指示	
条 件	ア. 火災の延焼により危険が迫っているとき イ. 二次災害として、水害、土砂災害等の危険が切迫しているとき ウ. その他人命保護上避難を要すると認められるとき
伝達内容	ア. 発令者 イ. 避難すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 避難場所 オ. 避難経路 カ. 避難後の当局の指示連絡等
警戒レベル5 緊急安全確保	
条 件	ア. 状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ. 災害が発生し、現場に残留者があるとき ウ. その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	避難指示と同じ

第11節 二次災害の防止計画

余震及び火災による二次災害を防止するための計画である。

1. 出火防止、初期消火

地震による火災は時間帯、気象状況等によっては同時多発するおそれがあり、その被害を軽減するためには、出火防止措置及び初期消火が有効である。

そのため、地震発生直後の情報収集活動に際し、住民に対して、出火防止・初期消火活動と呼びかけるものとする。また、情報収集中に火災発生を知ったときは、速やかに、警戒本部又は対策本部に連絡するものとする。

2. 消防活動

地震によって通行に障害がでる被害発生が考えられ、また、火災が同時多発した場合には、消防活動に相当の困難が生じると考えられる。そのため、状況に応じて、重点的に消防力を投入したり、延焼阻止線を設定するなど効率的な消防活動を図る。

3. 危険箇所の安全対策

余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者、福岡県防災エキスパート協会等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うこととする。その結果、危険性が高いと判断された場所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに、適切な避難対策を実施するものとする。

第12節 消防計画

「第3章 第12節 消防計画」(P133) 参照。

第13節 救出計画

「第3章 第13節 救出計画」(P135) 参照。

第14節 医療助産計画

「第3章 第14節 医療助産計画」(P137) 参照。

第15節 給水計画

「第3章 第15節 給水計画」(P142) 参照。

第16節 食糧供給計画

「第3章 第16節 食糧供給計画」(P143) 参照。

第17節 衣料・生活必需品等供給計画

「第3章 第17節 衣料・生活必需品等供給計画」(P145) 参照。

第18節 防疫及び清掃計画

「第3章 第18節 防疫及び清掃計画」(P147) 参照。

第19節 行方不明者及び遺体搜索並びに収容埋葬計画

「第3章 第19節 行方不明者及び遺体搜索並びに収容埋葬計画」(P150) 参照。

第20節 交通応急対策計画

「第3章 第20節 交通応急対策計画」(P153) 参照。

第21節 輸送計画

「第3章 第21節 輸送計画」(P155) 参照。

第22節 応急仮設住宅建設等計画

1. 応急危険度判定の実施

被災した建築物の余震等による倒壊の危険性、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士の支援を受けて、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行うものとする。また、判定の結果「危険」とされた建築物は立ち入り禁止の措置を促すものとする。

また、応急危険度判定士の確保のため、次の措置を行う。

- (1) 市内建設関係団体へ派遣を要請する。
- (2) 県、他市町村へ派遣を要請する。
- (3) ボランティアの募集のための広報を行う。

2. 実施責任者

「第3章 第22節 1. 実施責任者」(P157) 参照。

3. 応急仮設住宅の設置

「第3章 第22節 2. 応急仮設住宅の設置」(P157) 参照。

4. 空家住宅の確保

「第3章 第22節 3. 空家住宅の確保」(P157) 参照。

5. 住宅の応急修理

「第3章 第22節 4. 住宅の応急修理」(P157) 参照。

6. 建築資材の調達

「第3章 第22節 5. 建築資材の調達」(P157) 参照。

7. 仮設住宅設置予定場所

「第3章 第22節 6. 仮設住宅設置予定場所」(P158) 参照。

8. 公営住宅の修繕・建設

「第3章 第22節 7. 公営住宅の修繕・建設」(P158) 参照。

9. 建築業者一覧

「第3章 第22節 8. 建設業者一覧」(P158) 参照。

10. 応急仮設住宅建設等の費用、期間等

「第3章 第22節 9. 応急仮設住宅建設等の費用、期間等」(P159) 参照。

第23節 障害物除去計画

「第3章 第23節 障害物除去計画」(P160) 参照。

第24節 労務供給計画

「第3章 第24節 労務供給計画」(P161) 参照。

第25節 民間団体活用計画

「第3章 第25節 民間団体活用計画」(P162) 参照。

第26節 災害ボランティアの受入・支援計画

「第3章 第26節 災害ボランティアの受入・支援計画」(P163) 参照。

第27節 上下水道施設等対策計画

「第3章 第27節 上下水道施設等対策計画」(P164) 参照。

第28節 交通施設災害応急対策計画

「第3章 第28節 交通施設災害応急対策計画」(P166) 参照。

第29節 公安対策計画

「第3章 第29節 公安対策計画」(P167) 参照。

第30節 文教対策計画

「第3章 第30節 文教対策計画」(P168) 参照。

第31節 避難行動要支援者支援計画

「第3章 第31節 避難行動要支援者支援計画」(P170) 参照。

第32節 土砂災害応急対策計画

「第3章 第32節 土砂災害応急対策計画」(P172) 参照。

第33節 放射性物質災害応急対策計画

「第3章 第33節 放射性物質災害応急対策計画」(P173) 参照。

第34節 農林対策計画

「第3章 第34節 農林対策計画」(P174) 参照。

第35節 家庭動物の保護や適正な飼育のための措置

「第3章 第35節 家庭動物の保護や適正な飼育のための措置」(P176) 参照。